

募集等に係る株券等のお客様への配分に係る基本方針

最終改正：2015年2月23日

岡三にいがた証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第169号

加入協会 日本証券業協会

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係るお客様への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、需要申告時に当社とお取引のないお客様につきましては、事前に証券総合取引申込書を本人確認書類とともにお預かりさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
 - (1) 新規公開株の場合
新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として抽選により配分先を決定いたします。
新規公開株の抽選は、次の要領で行います。
 - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に需要申告を行ったお客様を対象に、抽選日に当社が行います。なお、原則として配分予定数量の100%を当該抽選に付することとし、出来るだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一人のお客様からの抽選の申込み数量の上限は、新規公開株毎に定められた上限数量としますが、ホットイシュー銘柄の場合は一人のお客様への当選数量は1単位とさせていただきます。ここでホットイシュー銘柄とは、ブックビルディングにおいて募集等の配分予定数量を大幅に超えて需要が申告された銘柄を意味します。
 - ② 抽選にあたっては、抽選対象となるお客様に対してコンピュータシステムにおいてランダムに抽選を行います。
 - ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。
 - ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込の要領をお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨連絡いたしませんので、あらかじめご了承ください。

⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。

イ. ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ. 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

(2) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分及び既公開株等の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(1)の方法に従って配分を行うこととしております。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、原則として全量抽選の方法により配分を行っております。

5. 配分先は、ブックビルディング期間中に需要申告をされたお客様から抽選により決定いたします。ただし、お客様から申告された数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告をされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

6. 需要申告の申込みは、お取引営業部店において対面又はお電話でお受けいたします。

7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領につきましては、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ (<http://www.okasan-niigata.co.jp/>) 及び当社営業店の店頭においてお知らせいたします。

8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、上記7. に併せてお知らせいたします。

9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④未成年者（18歳以上で定職に就き、一定の収入があることが確認出来る顧客を除く。）⑤暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑥新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、⑦他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、需要申告がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告

はお受けいたしません。

10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以 上

岡三にいがた証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 169 号
加入協会 日本証券業協会